

経 済 協 議 会 協 議 事 項

〔 日時 令和5年5月19日(金)
午前10時
場所 第二委員会室 〕

- 所管事項の報告について
 - 1 所管事務等の変更について
 - 2 承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部改正（案）の概要について
 - 3 八戸市優良事業の誘致の促進に関する条例の一部改正（案）の概要について
 - 4 商工労働まちづくり部指定管理者制度導入予定施設（継続）について
 - 5 観光文化スポーツ部指定管理者制度導入予定施設（継続）について
 - 6 八戸市スポーツ推進計画の改定について
 - 7 農林水産部指定管理者制度導入予定施設（継続）について

所管事務等の変更について

○令和5年度機構改革の内容

地域全体のまちづくりを官民一体で進め、中心市街地や各地区の商店街において活気や賑わいを創出するため、商業振興の促進と市街地活性化の推進に関する取組の推進体制の一本化を図る観点から、商工労働観光部に、中心市街地活性化や各地区の再開発に関する事務を所管するまちづくり推進課と、中心市街地の賑わい創出の拠点である八戸ポータルミュージアムを移管し、部名を「商工労働まちづくり部」とした。

令和4年度	令和5年度
<u>商工労働観光部</u> 商工課 商工振興グループ 貿易振興グループ 産業労政課 企業誘致推進グループ 雇用支援対策グループ 新産業団地開発室 東京事務所 <u>観光課</u> <u>企画グループ</u> <u>施設グループ</u>	<u>商工労働まちづくり部</u> 商工課 商工振興グループ 貿易振興グループ 産業労政課 企業誘致推進グループ 雇用支援対策グループ 新産業団地開発室 東京事務所 <u>まちづくり推進課</u> <u>まちづくり推進グループ</u> <u>中心市街地活性化グループ</u> <u>八戸ポータルミュージアム</u> <u>企画運営グループ</u> <u>総務経営グループ</u>

所管事務等の変更について

○令和5年度機構改革の内容

・観光文化スポーツ部の新設

観光地域を再生し、交流人口の更なる拡大を図るため、「VISIT はちのへ」との連携を基本としつつ、美術館等の文化施設を活用した文化芸術活動が創り出す新たなまちの魅力や、各種スポーツ大会の開催により生み出される多くの参加者等の交流を最大限に活かした観光施策を展開していく観点から、まちづくり文化スポーツ部に観光課を移管し、「観光文化スポーツ部」を新設したものの。

・国民スポーツ大会準備室の新設

令和8年に開催を予定している第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会の円滑な実施に向けた準備を進めるため、スポーツ振興課内にグループレベルの「国民スポーツ大会準備室」を新設したものの。

・国体室の廃止

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の終了に伴い、国体室を廃止したものの。

令和4年度	令和5年度
まちづくり文化スポーツ部	観光文化スポーツ部
<u>まちづくり推進課</u>	<u>観光課</u>
<u>まちづくり推進グループ</u>	<u>企画グループ</u>
<u>中心市街地活性化グループ</u>	<u>施設グループ</u>
文化創造推進課	文化創造推進課
文化創造グループ	文化創造グループ
八戸ブックセンター	八戸ブックセンター
スポーツ振興課	スポーツ振興課
スポーツ振興グループ	スポーツ振興グループ
美術館	<u>国民スポーツ大会準備室</u>
総務経営グループ	美術館
企画運営グループ	総務経営グループ
<u>八戸ポータルミュージアム</u>	企画運営グループ
<u>企画運営グループ</u>	長根屋内スケート場
<u>総務経営グループ</u>	総務管理グループ
長根屋内スケート場	企画運営グループ
総務管理グループ	
企画運営グループ	
<u>国体室</u>	

所管事務等の変更について

○令和5年度機構改革の内容

水産都市八戸の再興と市水産業の持続的発展に向け、「つくり育てる漁業」の取組を進めるため、他都市の取組事例の調査分析や「八戸水産アカデミー」の事務局を担う部署として、水産事務所内に調査研究グループを新設したものの。

令和4年度		令和5年度	
水産事務所	漁業振興グループ 流通加工振興グループ	水産事務所	漁業振興グループ 流通加工振興グループ <u>調査研究グループ</u>

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の 特別措置に関する条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置等の期間に係る基本計画の同意日の期限を延長するためのもの。

2 改正の内容

固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置等の期間に係る「基本計画の同意日の期限の延長」

改正後	改正前
令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 5 年 3 月 31 日まで

※青森県八戸圏域基本計画は平成 29 年 12 月 22 日に国の同意を得ているため、令和 5 年 3 月 31 日までに設置等された施設が固定資産税の課税免除の対象となっていたが、当該改正により、令和 7 年 3 月 31 日までに期限が延長されるもの。

3 施行期日

公布の日

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の概要

1 目的

青森県八戸圏域基本計画に基づき、地域経済牽引事業計画に係る県からの承認と国から先進性の確認を受けた承認地域経済牽引事業に従って施設を設置した者について、当該施設の用に供する家屋等の固定資産税に係る課税免除を行うもの。

2 対象税目

固定資産税（土地・家屋・償却資産（構築物のみ））

3 課税免除期間

3年間（普通交付税による減収補填措置あり）

八戸市優良事業の誘致の促進に関する条例の一部改正（案） の概要について

1 改正の理由

南郷の区域における産業の振興を図るため、雇用奨励金に係る要件の緩和及び交付金額の引上げをするとともに、優遇措置の見直しその他規定の整備をするためのもの。

2 主な改正内容

(1) 雇用奨励金の要件緩和等

- ・ 従業員の居住地の要件を「南郷に3箇月以上住所を有する常時雇用の従業員」から「事業活動開始後1年を経過した日における当市に住所を有する従業員（3箇月以上雇用）」に緩和。
- ・ 限度額を1,000万円から5,000万円（中小企業者3,000万円）に引上げ

	現行	改正後
内 容	南郷に3箇月以上住所を有する常時雇用の従業員×5万円	当市に住所を有する従業員（3箇月以上雇用されているものに限る。）のうち、10人（中小企業者は5人）を超える従業員数×30万円（雇用期間の定めがある従業員は15万円）
限 度 額	1,000万円	5,000万円（中小企業者3,000万円）
交 付 時 期	事業開始年度から5箇年度 ※既交付対象の従業員は除く	事業開始年度から1年を経過した日から1年以内（1回限り）
交 付 要 件	－	次のいずれかを満たすこと。 ・ 投下固定資産総額2億円（中小企業者1億円）以上、且つ、市内に住所を有する従業員11人（中小企業者6人）以上 ・ 市内に住所を有する従業員20人以上 ※従業員は新規・異動（配属前から市内に住所を有するものを除く）とも 可、雇用期間3ヶ月以上

(2) 優遇措置の見直し

- ・ 「援助、あっせん又は便宜の供与等」に関する規定を削除

(3) その他規定の整備

3 施行期日

令和5年7月1日

(参考) 八戸市優良事業の誘致の促進に関する条例に基づく奨励金の概要 (現行)

1 目的

南郷の区域において立地奨励適格事業 (以下、「適格事業」という。) を営むものに対し、必要な優遇措置を講ずることにより、優良事業の誘致を促進し、もって南郷の区域の産業の振興等に寄与することを目的とする。

2 概要

適格事業の指定を受けた事業について、奨励金を交付するもの。

<適格事業の指定要件>

- ①市又は南郷村が誘致した事業であって、市又は南郷村との間に立地協定の締結をしたもの
- ②事業の用に供する敷地が南郷の区域にあり、かつ、その面積が2,000㎡を超えるもの
- ③新設する建物、構築物及び設備の固定資産総額が、3,000万円を超えるもの
- ④常時雇用される人員が15人以上であるもの
- ⑤立地協定の日から3年以内に事業活動を開始するもの

<奨励金の種類>

①立地奨励金

投下固定資産総額(※)×1/100 (限度額500万円)

※投下固定資産総額…立地協定日から事業開始日までの間に取得した土地、家屋及び償却資産の総額

②税軽減奨励金

立地に要する費用のうち、土地、建物及び償却資産に対する固定資産税の相当額を、最初に固定資産税が賦課される年度から3箇年度交付

③雇用奨励金

南郷に3箇月以上住所を有する常時雇用の従業員×5万円 (限度額1,000万円)

3 制定年月日

平成17年3月31日

※本条例は旧南郷村が制定した「南郷村優良事業の促進に関する条例 (昭和63年9月21日)」を継承したものである。

商工労働まちづくり部指定管理者制度導入予定施設（継続）について

「指定管理者制度の導入方針」（平成25年3月改訂）に基づき、令和6年度から継続して2施設に指定管理者制度を導入する。

1 導入施設

- (1) 非公募施設 2施設
(2) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年）

No	対象施設名称	施設数	所管課	現在の指定管理者	募集区分
1	八戸市職業訓練施設 八戸地域職業訓練センター青 山荘	2	産業労政課	職業訓練法人八戸職業 能力開発協会	非公募

2 管理運営開始までのスケジュール

令和5年 7～10月	指定管理者候補者の審査・決定
11月	定例協議会 ・指定管理者候補者の選定結果の報告
12月	12月市議会定例会 ・指定管理者指定議案の提案・議決 ・指定管理料の債務負担行為の設定
令和6年 1月	包括協定の締結
3月	3月市議会定例会 ・指定管理料に係る予算案の提案・議決
4月	管理運営開始

観光文化スポーツ部指定管理者制度導入予定施設（継続）について

「指定管理者制度の導入方針」（平成25年3月改訂）に基づき、令和6年度から継続して29施設に指定管理者制度を導入する。

1 導入施設

- (1) 公募施設 28 施設
 (2) 非公募施設 1 施設
 (3) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年）

No	対象施設名称	施設数	所管課	現在の指定管理者	募集区分
1	八戸市水産科学館	1	観光課	企業組合かぶあがり	公募
2	八戸市文化教養センター南部会館	1	文化創造推進課	(株)デーリー東北新聞社	公募
3	八戸市公会堂 八戸市公民館 八戸市南郷文化ホール	3	文化創造推進課	(株)アート&コミュニティ	公募
4	八戸市立集会場（八戸市更上閣・八戸市更上閣にぎわい広場）	1	文化創造推進課	三八五交通(株)	公募
5	八戸市運動公園体育施設（長根公園及び有料公園施設ほか10施設）	11	スポーツ振興課	エスプロモ(株)	公募
6	八戸市南郷体育館ほか9施設	10	スポーツ振興課	エスプロモ(株)	公募
7	八戸市多賀多目的運動場	1	スポーツ振興課	八戸スポーツ・地域振興グループ	公募
8	八戸市弓道場	1	スポーツ振興課	八戸弓道協会	非公募

2 管理運営開始までのスケジュール

令和5年 7～10月	指定管理者候補者の募集及び審査・決定
11月	定例協議会 ・指定管理者候補者の選定結果の報告
12月	12月市議会定例会 ・指定管理者指定議案の提案・議決 ・指定管理料の債務負担行為の設定
令和6年 1月	包括協定の締結
3月	3月市議会定例会 ・指定管理料に係る予算案の提案・議決
4月	管理運営開始

八戸市スポーツ推進計画の改定について

1 八戸市スポーツ推進計画の概要

(1) 策定年月 平成31年3月

(2) 計画期間 令和元年度～令和10年度（10年間）

(3) 基本方針 誰もがスポーツを「楽しみたくなる街」の実現と「氷都八戸」の新生

(4) 基本目標

①誰でも楽しめる生涯スポーツとアスリート育成に向けた競技スポーツの一体的な推進

（目標達成のための施策）

- ・子どものスポーツ機会の充実と体力向上
- ・それぞれのライフスタイル・ニーズに対応したスポーツ活動の推進
- ・スポーツ関係団体等との連携による様々なスポーツを体験できる機会の提供
- ・トップアスリート輩出の競技や新たなスポーツ施設・環境を生かした競技力の向上
- ・トップアスリートとの交流、トップレベルの競技大会への派遣支援
- ・体育施設整備基本方針に基づくスポーツ施設の維持管理等による活動場所の確保

②「スポーツ」と「まちづくり」が連携した新たな産業の創造による地域活性化

（目標達成のための施策）

- ・スポーツ施設の新設に合わせた継続的な競技大会・イベントの開催
- ・地域一丸となったスポーツへの興味・関心を高めるための環境づくり
- ・産業とプロスポーツチームの連携による地域産業・地場産品等PRの展開
- ・スポーツ体験・観戦を活用したスポーツツーリズムの推進

③多様な主体と連携した一元的なスポーツ事業の運営・管理共同体の構築、人材育成の強化・推進

（目標達成のための施策）

- ・本市のスポーツ施設・環境の特性を活用した大会・合宿の誘致
- ・大会・合宿時の会場、宿泊施設及び観光等のワンストップ窓口の管理・運営の推進
- ・地域スポーツを「ささえる」人材・環境の強化

2 改定の理由

本推進計画は、計画期間を令和元年度から令和10年度までの10年間とし、スポーツ基本法第10条の規定に基づく地方スポーツ推進計画として策定したものであるが、策定から4年経過し、市のスポーツを取り巻く環境にも変化が生じてきたことを受け、計画の改定を行うもの。

(主なハード面の変化)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ Y S アリーナ八戸の開場（令和元年9月） ・ フラット八戸の開場（令和2年4月） ・ プライフーズスタジアムの照明設備の整備（令和3年3月） 等 |
|---|

(主なソフト面の変化)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う行動様式の変化 ・ 八戸スポーツコミッションの新設（令和4年4月） ・ 国のスポーツ基本計画の第2期から第3期への移行 等 |
|---|

3 今後のスケジュール

時期	内容
令和5年3月22日 ～4月21日	スポーツの実施状況等に関する市民アンケート調査
令和5年5月30日	第1回八戸市スポーツによるひと・健康・まちづくり推進協議会 ・ 八戸市スポーツ推進計画の改定に関する骨子案に関する審議
令和5年7月下旬	第2回八戸市スポーツによるひと・健康・まちづくり推進協議会 ・ 八戸市スポーツ推進計画の改定案に関する諮問・審議
令和5年7月下旬 ～9月上旬	・ パブリックコメント
令和5年10月下旬	第3回八戸市スポーツによるひと・健康・まちづくり推進協議会 ・ 八戸市スポーツ推進計画の改定案に関する審議
令和5年11月上旬	第4回八戸市スポーツによるひと・健康・まちづくり推進協議会 ・ 八戸市スポーツ推進計画の改定案に関する審議・答申
令和5年11月下旬	・ 八戸市スポーツ推進計画の改定

4 八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会の概要

(1) 委員会の職務

八戸市スポーツ推進計画について重要な事項の調査審議をするとともに、スポーツによる人材育成、健康づくり及びまちづくりの推進に関し必要な事項について協議すること。

(2) 委員会の設立 令和4年5月（任期2年）

(3) 委員会の構成

- ・会長 木村浩哉 氏（八戸学院大学 教授）
- ・副会長 米内正明 氏（八戸市スポーツ協会 会長）
- ・委員 学識経験者、スポーツ団体関係者、まちづくりに関する有識者、公募に応じた者等8名

農林水産部指定管理者制度導入予定施設（継続）について

「指定管理者制度の導入方針」（平成25年3月改訂）に基づき、令和6年度から継続して9施設に指定管理者制度を導入する。

1 導入施設

- (1) 公募施設 2施設
 (2) 非公募施設 7施設
 (3) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年）

No	対象施設名称	施設数	所管課	現在の指定管理者等	募集区分
1	市民の森不習岳	1	農林畜産課	ユニバーサルパーク・ネットワーク	公募
2	八戸市大久喜生活センター	1	農林畜産課	大久喜町内会	非公募
3	八戸市白浜生活センター	1	農林畜産課	白浜町内会	非公募
4	八戸市南郷泉清水集会所	1	農林畜産課	泉清水自治会	非公募
5	八戸市南郷第四区区民会館	1	農林畜産課	第四区自治会	非公募
6	八戸市南郷農村婦人の家	1	農林畜産課	南郷農村婦人の家管理運営委員会	非公募
7	八戸市鳩田農業研修センター	1	農林畜産課	鳩田農業研修センター管理運営委員会	非公募
8	八戸市南郷第八区研修センター	1	農林畜産課	第八区研修センター管理運営委員会	非公募
9	八戸市水産会館	1	水産事務所	(一社)八戸市オールオール厚生会	公募

2 管理運営開始までのスケジュール

令和5年 7～10月	指定管理者候補者の募集及び審査・決定
11月	定例協議会 ・指定管理者候補者の選定結果の報告
12月	12月市議会定例会 ・指定管理者指定議案の提案・議決 ・指定管理料の債務負担行為の設定
令和6年 1月	包括協定の締結
3月	3月市議会定例会 ・指定管理料に係る予算案の提案・議決
4月	管理運営開始

各種審議会等委員の推薦について

名 称	任 期	新委員の氏名 (役職名)	旧委員の氏名 (役職名)	担当課
八戸市農業再生協議会	推薦の日～ (任期の定めなし)		高山 元延 (経済・委員長)	農林畜産課

常任委員会の所管事項について

1 総務常任委員会

- (1) 危機管理部、総合政策部（他の常任委員会の所管に関する事項を除く。）、総務部、財政部、議会、選挙管理委員会、監査委員及び出納室の所管に関する事項
- (2) 教育委員会の所管に関する事項
- (3) 消防に関する事項
- (4) 他の常任委員会の所管に属しない事項

2 経済常任委員会

- (1) 商工労働まちづくり部、観光文化スポーツ部及び農林水産部の所管に関する事項
- (2) 農業委員会の所管に関する事項

3 民生環境常任委員会

- ・ 福祉部、こども健康部及び市民環境部の所管に関する事項

4 建設企業常任委員会

- (1) 建設部及び都市整備部の所管に関する事項
- (2) 市民病院の所管に関する事項
- (3) 交通部の所管に関する事項